

地方公営企業法の一般会計負担金と地方独立行政法人法の運営費負担金

地方公営企業法	繰出項目例(病院事業)	地方独立行政法人法
<p>(独立採算制) 第17条の2 第2項 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。</p>		<p>(独立採算制) 第85条 第2項 公営企業型地方独立行政法人の事業の経費は、前項の規定により設立団体が負担するものを除き、原則として当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。</p>
<p>法第17条の2 (経費の負担の原則) 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。</p>		<p>第85条 (財源措置の特例) 公営企業型地方独立行政法人の事業の経費のうち、次に掲げるものは、設立団体が負担するものとする。</p>
<p>一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費</p> <p>二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費</p>	<p>救急医療 看護師養成所 保健衛生行政</p> <p>へき地医療 高度医療 不採算地区病院 小児医療 結核病院 支払利息分 精神科病院 建設改良費 リハビリテーション医療 元金償還分 附属診療所</p> <p>一般会計負担金</p>	<p>一 その性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費</p> <p>二 当該公営企業型地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行つてもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費</p> <p>運営費負担金</p>
<p>法第17条の3 (補助) 地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる。</p>	<p>研究研修費・経営研修費 院内保育所 災害復旧費 追加費用負担経費 児童手当</p> <p>一般会計補助金</p>	<p>第42条 (財源措置) 設立団体は、地方独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。</p> <p>運営費交付金</p>
<p>第18条 (出資) 地方公共団体は、第十七条の二第一項の規定によるもののほか、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に出資をすることができる。</p>		<p>第6条 (財産的基礎) 第3項 設立団体(地方独立行政法人を設立する一又は二以上の地方公共団体をいう。以下同じ。)は、地方独立行政法人の資本金の額の二分の一以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。</p> <p>設立団体出資金</p>
<p>第18条の2 (長期貸付け) 地方公共団体は、第十七条の二第一項の規定によるもののほか、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に長期の貸付けをすることができる。</p>		<p>第41条 (借入金等) 第5項 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。</p> <p>長期借入金</p>